

中古住宅

流通促進奨励金



焼津市

も く じ

はじめに	1
簡易チェック	2
詳細チェック	3
奨励金の金額	3
注意事項	4
奨励金交付まで	4
必要書類	5
申請書類	6

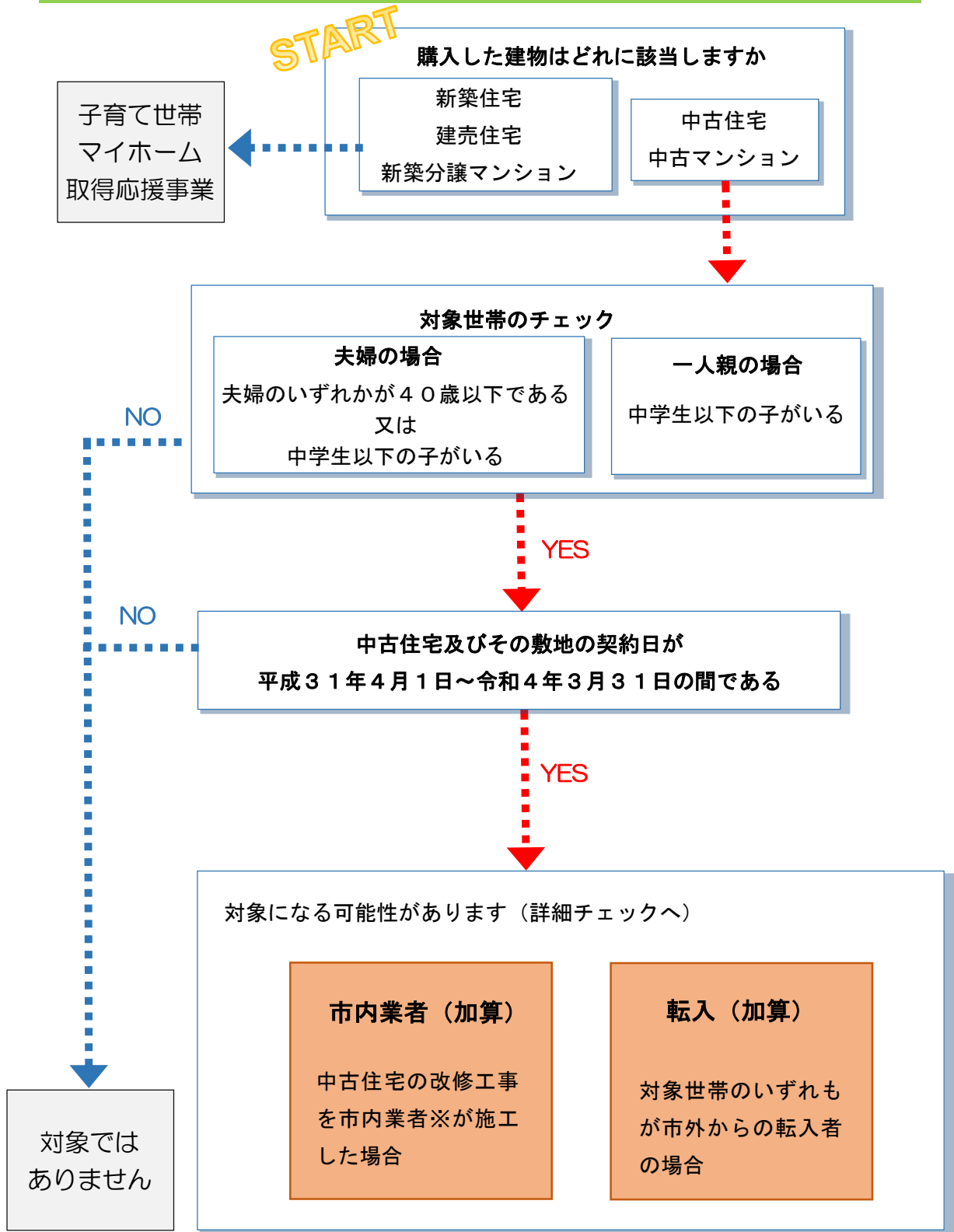
はじめに

中古住宅流通促進奨励金は、中古住宅の利活用による流通促進及び若年世帯の住宅の取得を支援するため、市内の中古住宅を取得する者に対し、奨励金を交付する制度です。

夫婦のいずれかが40歳以下である夫婦、又は中学生以下の子がいる世帯が、中古住宅とその敷地を購入した場合、30万円を交付しています。

さらに中古住宅の改修工事を市内業者にて施工した場合は30万円、市外からの転入の場合は20万円を加算します。

簡易チェック



※市内に本店、支店、営業所、事業所を有し、契約書の契約先が市内になるもの

詳細チェック

○基本条件

項目	条件	チェック
契約期間	中古住宅及び土地の売買契約日（契約書に記載された契約日）が平成31年4月1日から令和4年3月31日の間である	
購入先	入居者の3親等以内の親族から購入した中古住宅及び土地でない	
住宅設備	玄関・居室・台所・トイレ・浴室がある	
契約金額	中古住宅・土地・改修工事費の合計額が（税抜）500万円以上である	
所有権	土地・建物それぞれの所有権の持ち分が夫及び妻で合計2分の1以上である	
定住	引き続き5年以上居住する	
税金	対象世帯と同居親族が市町村民税を滞納していない	
国籍	日本国籍または永住者・特別永住者である	
暴力団	入居者が暴力団または暴力団員と密接な関係がない	
他の補助金	過去に定住を目的とする補助金の交付を受けていない	

○市内業者加算条件

項目	条件	チェック
市内業者	市内業者と改修工事の工事請負契約書を交わしている	
工事内容	対象となる改修工事である（給排水・ガス・電気設備、台所・便所・浴室、内装・外装、外構工事）	
改修工事の金額	改修工事の合計額が（税抜）200万円以上である	

○転入加算条件

項目	条件	チェック
居住履歴	世帯全員が土地契約日以降に市内に転入。ただし、平成31年4月1日以降に焼津市から転出し、再び転入した者を除く。	

奨励金の金額

	金額内訳			最高金額
	中古住宅	市内業者加算	転入加算	
基本	30万円	-	-	80万円
加算	-	30万円	20万円	

注意事項

○対象世帯の年齢確認

土地の契約日	対象となる生年月日	
	親	子供
平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	昭和 54 年 4 月 2 日以降	平成 16 年 4 月 2 日以降
令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	昭和 55 年 4 月 2 日以降	平成 17 年 4 月 2 日以降
令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	昭和 56 年 4 月 2 日以降	平成 18 年 4 月 2 日以降

○この手引きに記載がない内容でも、この制度の目的に合致しないと判断される申請を行った場合は、奨励金は交付されません。

○奨励金は一時所得になるため、確定申告が必要です。所得税や住民税などの対象となりますので、あらかじめ考慮しておくことをお勧めします。 ※詳細は税務署へお問い合わせください。

○交付決定後であっても、偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき、又は5年以内に居住しなくなったときは、交付決定を取り消し、奨励金を返還していただく場合があります。

! 居住開始から5年以内に、世帯員全員が住み続けることが出来なくなった場合は、転居の届が必要になりますので、住宅・公共建築課へお問い合わせください。

奨励金交付まで

条件確認	中古住宅	改修工事	入居	申請	交付
簡易・詳細 チェック	契約締結日 H31.4.1～ R4.3.31	契約締結日 H31.4.1～	入居者の住 民票を新居 に異動	申請書提出 ～R5.3.31	交付決定通 知書を受取、 口座に振込

必要書類

		必要書類	備考	問合せ先	
基本書類	ご自身で用意する書類(原本)	申請書	P6	1	
		誓約書	P7		同じ印鑑を使用してください
		請求書	P8		
		住民票	同居親族全員分	2	
		戸籍謄本	本籍地の市町村で発行 子育て世帯の全員分	焼津市の場合 2	
	契約先より受領する書類	納税証明書	課税有	完納証明書 又は 納税証明書	焼津市の場合 2
			課税無	課税証明書	
			全部事項証明書		
		建物の登記簿	全部事項証明書	3	
		土地の登記簿			
中古住宅・土地の契約書	次の内容が確認できる部分 ①契約者氏名 ②契約金額③地番④面積⑤契約年月日				
中古住宅・土地の領収書	領収書>振込用紙>通帳口座 (領収書がない場合は振込用紙や通帳口座でも可)				
付近見取り図					
各階平面図					
追加書類	市内業者加算を申請する場合(コピー)	改修工事の請負契約書	契約相手先が市内業者のものに限る		
		工事内容の確認できる書類	改修工事の請負契約書、見積書等で工事内容が記載されたもの		
		工事前後の写真等	工事内容のわかるもの		
		改修工事の領収書	領収書>振込用紙>通帳口座 (領収書がない場合は振込用紙や通帳口座でも可)		

No	問合せ先			
1	焼津市役所	住宅・公共建築課	054-626-2163	焼津市本町 5-6-1
2		市民課 アトレ分室	054-626-1116	アトレ庁舎
3	静岡法務局	藤枝支局	054-641-1557	藤枝市青木 1-4-1

第1号様式（第6条関係）

焼津市中古住宅流通促進奨励金交付申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

住 所

申請者 ^{ふり}氏 ^{がな}名

㊟

電話番号

奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

奨励金交付請求額		円	
住宅への入居前の居住地			
住宅への入居日（住所異動日）		年 月 日	
居住している者の氏名	申請者		
	配偶者		
	子ども		
	その他同居親族		
所有権の持分 ※1	土地	夫（ / ）妻（ / ）その他（ / ）	
	住宅	夫（ / ）妻（ / ）その他（ / ）	
土地及び住宅の取得価格 並びに改修工事費の合計額※2		500万円以上	
土地及び住宅の契約日		年 月 日	
改修工事 ※3	施工業者	名称	
		住所	
	工事内容	該当する工事に☑をしてください。 給排水、ガス又は電気設備 <input type="checkbox"/> 台所、便所又は風呂 <input type="checkbox"/> 内装、外装又は屋根 <input type="checkbox"/> 外構工事 <input type="checkbox"/>	
合計金額※2		200万円以上	

※1 分譲マンションの場合は、専有部分の所有権を記入してください。

※2 該当する場合は○で囲んでください。

※3 改修工事による加算を申請する場合のみ記入してください。

誓 約 書

奨励金の申請に当たり、次の事項について誓約します。

- 1 焼津市中古住宅流通促進奨励金交付要綱の目的を理解し、申請に係る中古住宅に5年以上居住します。
- 2 私、配偶者及び同居親族の3親等以内の親族より購入した土地及び住宅ではありません。
- 3 私、配偶者及び同居親族には、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者はありません。

年 月 日

(宛先) 焼津市長

住 所
申請者
氏 名

⑩

請求書

金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

請求番号

内 訳	数 量	単 価	金 額
中古住宅流通促進奨励金			
中古住宅購入		300,000	
市内業者加算		300,000	
転入加算		200,000	

年 度	会 計				
科 目 番 号	款 項	目 節	細 節		
命 令 番 号	-				
支 払 印					
会 計 係					
所 属 課 名	住宅・公共建築課				

上記のとおり請求
します。

令和 年 月 日

(あて先) 焼津市長

債主	郵便番号	〒		
	住所			
	氏名	Ⓜ		
口座振替先		銀行・農協 信用金庫		店
預金種別	普通・当座	口座番号		